

**令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災した方の各種証明書交付手数料について
～住民票の写しや所得（課税）証明書などの手数料を免除します～**

千葉市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災した方への支援として、被災を原因とする各種支援制度の利用や各種手続きに必要な証明書の取得に係る負担を軽減するため、住民票の写しや所得（課税）証明書などの交付手数料を免除しますので、お知らせします。

1 概要

令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災した方が、被災に関連する各種支援制度の申請や手続きなどのために取得する証明書について、交付手数料を免除します。

なお、コンビニ交付サービス、オンライン交付申請では手数料が免除となりません。区役所等の窓口あるいは郵送にて申請してください。

(1) 対象者

令和 8 年 8 月千葉豪雨を原因とする「罹災証明書」または「被災証明書」を提示できる方

(2) 運用開始日

令和 8 年 8 月 2 4 日（月）

2 対象となる証明書**(1) 住民票や戸籍に係る証明書**

ア 住民票の写し（除かれた住民票の写しを含む）

イ 印鑑登録証明書

ウ 戸籍全部（個人）事項証明書、除籍全部（個人）事項証明書および除籍謄（抄）本

(2) 税務証明

ア 所得（課税）証明書

イ 納税証明書

ウ 滞納無証明書

エ 固定資産税関係証明書（評価証明または公課証明）

オ 住宅用家屋証明書

3 市ホームページ

免除に係る必要書類および対象となる証明書等の詳細は市ホームページに記載。

【URL】 https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kusei/r8chibagouu_tesuuryou.html

**問い合わせ先**

【住民票や戸籍に関する証明書の交付手数料の免除に関すること】

市民局市民自治推進部区政推進課 電話 2 4 5 - 5 1 3 2

【税務証明交付手数料の免除に関すること】

財政局税務部課税管理課 電話 2 4 5 - 5 1 2 1